## 川北町行財政改革推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、川北町行財政改革推進本部(以下「本部」 という。) を置く。

#### (掌握事項)

- 第2条 本部の掌握事項は次のとおりとする。
  - (1) 行財政改革大綱の策定の及び実施に関すること。
  - (2) その他行財政改革にかかる重要事項に関すること。

# (組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。
- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、各課(局、館)長をもって充てる。

# (本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ召集し、本部長が議長となる。

#### (庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

#### 附 則

附 則

- この要綱は、平成 8年 1月31日から施行する。
- この要綱は、平成23年11月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 3月 1日から施行する。

# 川北町行財政改革推進本部

本部長 副町長

副本部長 教育長

本 部 員 会計管理者兼税務課長

ル 住民課長

*"* 福祉課長

" 産業経済課長

ル 土木課長

" 学校教育課長兼社会教育課長

事務局 総務課長